

令和6年度 急発進制御装置取付補助事業のご案内

日立市では、自らが運転する自家用車に、後付けの急発進制御装置を取付ける65歳以上の方に、取付け費用の一部を補助します。

<急発進制御装置とは>

- ・アクセルペダルが強く踏み込まれた際に、アクセル開度を電氣的に制御する装置
- ・車の前方又は後方の障害物を、車体に取り付けたセンサーが検知し、加速を制御する装置

【補助の条件について】

- ・補助を受けるには、**事前の申請が必要**です。申請前に取り付けた場合は補助の対象となりません。

<補助対象者>

次の条件の全てを満たす方が、補助の対象となります。

- ・日立市に住民登録のある、65歳以上の方
- ・有効な第一種普通自動車運転免許を保有している方
- ・申請日現在において、市税に滞納が無い方

<補助対象自動車>

次の条件の全てを満たす自動車が、補助の対象となります。

- ・急発進制御装置を取り付けることができるもの
- ・自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されているもの
- ・装置を取り付けようとする自動車は、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄又は「使用者の氏名又は名称」欄に記載されている氏名が、申請者と同一であること
- ・急発進制御装置を取り付け後、1年以上使用すること

【補助額】

- ・補助額は、急発進制御装置の購入及び取付け費用の1/2で、上限1万円です。
※ ただし、1人につき1回限りとなります。

申請から補助金受領まで

1 見積書の作成

- ・急発進制御装置の取付け店に設置等の見積書を作成してもらってください。

2 申請書の提出

- ・申請に必要な書類（右欄参照）を交通防犯課に提出してください。

3 急発進制御装置の取付け

- ・書類の審査後に、補助が決定しましたら、市から交付決定通知書を送付します。
- ・交付決定通知がお手元に届きましたら、速やかに取付け店にて装置を取付けてください。

4 取付け完了の報告・補助金受領

- ・取付けが完了しましたら、報告に必要な書類（右欄参照）を交通防犯課に提出してください。
- ・書類の審査後、補助金の支払い手続きをします。
- ・補助金は、指定の口座に振込みます。

補助申請に必要な書類

- ・急発進制御装置取付補助金交付申請書
- ・自動車運転免許証の写し（両面）
- ・自動車検査証の写し
- ・急発進制御装置の購入・設置に係る見積書
- ・急発進制御装置の機能が確認できる書類（カタログ等の写し）
- ・市税に滞納が無いことを明らかにする書類
※ 「日立市急発進制御装置取付補助金該当要件等同意書」又は「納税証明書」

報告に必要な書類

- ・急発進制御装置取付補助金実績報告書
- ・急発進制御装置の購入・設置に係る領収書の写し
- ・急発進制御装置の取付作業内容が確認できる書類（作業明細書等）
- ・急発進制御装置取付補助金交付請求書

問合せ先

日立市総務部交通防犯課

〒317-8601 日立市助川町 1-1-1

TEL 0294-22-3111（内線 515）